

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
307	平成23年 9月22日 東京高裁 平22(ツ)172号	立替金請求 上告事件	◆訴外会社Aから債権管理、回収等の業務委託を受けた被告原告が、訴外会社Bから自動車(本件車両)を買受け、その代金につき訴外会社Aとの間で立替払契約を締結した原告Y1は割賦金の支払を怠ったとして、原告Y1及び同立替払契約について連帯保証をした原告Y2に対して、本件車両の引渡し並びに割賦金の残金の支払を求めたところ、本件立替金請求権が債権管理回収業に関する特別措置法2条1項6号に該当することは明らかであり、また、同法11条1項の回収には担保権の実行も含まれるから、本件立替金請求権を担保するために本件車両を留保していた訴外会社Aから委託を受けた被告原告が、訴外会社Aのために自己の名をもって、担保権の実行として所有権に基づき本件車両の引渡しを求めることができるのは明らかであるなどとして、被告原告の請求が認められた事案の上告審	◆上記判断は正当として是認することができるとして、上告を棄却した事例	1条:外 2条:外 5条:外 10条:外	消費者契約法については原告人の主張にあるのみで実質的な判断をしなかった。
308	平成22年 2月25日 東京地裁 平20(フ)31370号	債務不存在 確認請求事 件	◆I社を物件納入者とするインターネット接続機器のプロモーションリース契約(延払契約)を被告との間で締結した原告X1及びその連帯保証人である原告X2が、上記契約の相手方である被告に対し、契約の公序良俗違反又は通謀虚偽表示若しくは心裡留保による無効、詐欺取消、消費者契約法に基づく取消、債務不履行解除等を理由として、上記契約及び連帯保証契約に基づく債務の不存在確認等を求めた事案	◆I社の従業員であるBが、虚偽の説明をして被告との延払契約書に署名押印させたことを認定しつつも、虚偽の内容は原告と被告間の延払契約についてはなく、I社との業務委託契約及び覚書についてのものであり、これら業務委託契約と覚書が本件契約との間に法的な不可分性や強い関連性も認められないこと、Bが本件契約の締結について被告を代理したとも認められないこと等を理由に、本件延払契約の公序良俗違反性、詐欺取消、心裡留保、通謀虚偽表示による無効等を否定し、被告について不法行為の成立も否定して、請求を棄却した事例	2条:否 4条:否 5条:否	プロモーションリース契約の締結に係る消費者契約法4条、5条違反の主張に対し、契約締結者である原告は消費者でないとして適用を否定した。
309	平成21年10月30日 大阪地裁 平18(フ)8044号	債務不存在 確認請求本 訴事件、リース 料請求反 訴事件、不 当利得金返 還等請求本 訴事件、損 害賠償請求 反訴事件	◆原告らが、被告に対し、被告と一体である訴外会社の違法な勧誘により被告とリース契約を締結させられたとして、詐欺取消等を理由とする不当利得返還等を求めた(甲事件・丙事件)のに対し、反訴として、被告が、原告らに対し、残リース料債務の支払の遅滞を理由としてリース契約上の規定損害金の支払を求めた(乙事件・丁事件)事案	◆原告らのリース契約が訴外会社の販売員の欺罔行為によって締結されたものであるとしても、原告らは詐欺による取消しを被告に対して主張することはできないし、被告に私法上の義務として提携販売事業者を管理する義務があるとは解されず、また、特定商取引法26条1項の「営業」に当たるか否かは、その実態が営利を目的とした事業・職務に当たるといえるかにより判断されるべきであるなどとして、甲事件を棄却するとともに、その余の事件を認容又は一部認容した事例	2条:否 5条1項:否 4条:否	原告らは、いずれも税理士業を営む者であり、その事業のために本件リース契約を締結したものであるから、そもそも「消費者」に当たらないとされた。
310	平成20年 9月25日 東京地裁 平19(フ)10288号	不当利得返 還請求事件	◆過払い金返還請求の事案	◆原告の請求の大半を認容した事例	5条:外	消費者金融会社が過払い金の存在を知りながらこれを秘匿して執拗に再度の借入れを勧めたことを消費者契約法5条に反し、このような会社による消滅時効の援用は信義則に反すると主張がなされたが、裁判所は特段判断をしなかった。
311	平成17年 8月25日 東京地裁 平15(フ)21672号	手付金返還 請求、違約 金請求事件	◆原告らは、被告との間で土地売買契約・建物建築請負契約を締結して手付金を差し入れたものであるが、原告らは土地売買契約をいわゆるローン条項(買主が自己資金を超える部分につき融資を受けられなかった場合には契約を解除できるとする条項)に基づき解除し、また、建物建築請負契約についても、土地売買契約が効果を生じなくなった場合にはこれと連動して白紙解約とする旨の特約により解約されたと主張して、両契約締結に際して差し入れた手付金の返還等を求め、これに対し、被告が違約金等の支払を求めた事案	◆土地売買契約と建物建築請負契約につき、原告らが請負契約代金についてもローン審査が通らない場合には土地売買契約をも解除できると誤信していたのは、被告から媒介の委託を受けた被告補助参加人において重要事項について事実と異なることを説明したことによる原因があるとして、消費者契約法に基づく契約取消が認められた事例	4条1項1号: 肯 5条1項:肯 10条:外	本件ローン条項の適用条件について事実と異なる説明を受けたことを理由として、消費者契約法4条1項1号の適用を認めた。
312	平成16年11月29日 東京簡裁 平16(ハ)4044号	立替金請求 事件	◆原告が、被告と訴外株式会社との間の教材販売契約の購入代金を立替払いする契約を締結したところ、被告は立替金の一部を支払ったのみで残金を支払わないとして、被告に対して残金の支払を求めた事案	◆本件契約は消費者契約法4条1項に該当する取消事由があるという被告の抗弁を認めた事例	4条1項:肯 5条:肯	教材販売契約に基づいて教材を購入した被告が、立替払契約に基づく立替金を請求された事案において、本件契約においては、月々の支払額について秘匿されており、教員個人が教えるといった実際にはあり得ない役務提供等に係る説明があったとして不実告知を認めた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
313	平成16年 8月27日 福岡地裁 平14 (ワ)3886号	貸金請求事件	◆貸金業者である原告が、被告らに対し、金銭消費貸借契約に基づく貸金の支払を求めたところ、被告らが、本件契約は、訴外会社の詐欺的商法であるモニター契約に伴い締結させられた立替払契約であり、これらの契約は一体として公序良俗に反し無効であるなどとして争った事案	◆原被告間の契約は消費貸借契約の形式を取っているが、個品割賦購入あっせんの実質を持つこと、本件で被告らが購入した物品は割賦販売法が適用される指定商品であること、原被告間の契約の前提となる指定商品の売買契約は不存在といわざるを得ないことなどからすると、本件では、被告らは、割賦販売法30条の4により売買契約の不存在を原告にも対抗できるとして、原告の請求を棄却した事例	5条類推：外	貸金業者からの貸金の請求に対し、当該貸金は立替払請求権であるところ、もともとあった売買契約自体が当該相手方との間では不存在であるとの主張をするに際し、売買契約の過程における受託者である者の欺もう行為について委託者が責任を負うべきという文脈で消費者契約法5条の趣旨に言及がなされたが、裁判所は、当該説明に特に触れることなく売買契約自体を形式的なものとして不存在であると判断した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
314	平成22年12月15日 東京地裁 平20 (ワ)37803号	損害賠償請求事件	◆被告の従業員である訴外Bの違法な勧誘を受けて、被告の未公開株式を購入し、被告に280万円を送金した原告が、消費者契約法4条1項2号に基づき上記未公開株式の契約を取り消したとして、被告に対し、280万円の返還を求めた事案	◆訴外Bは被告の従業員ではない、被告は280万円を受領していない、消費者契約法7条2項及び会社法211条2項の適用により、原告は本件未公開株式の引受けを取り消すことができないなどとする被告の主張・抗弁を全て退け、原告の請求をほぼ認容した事例	4条1項2号：肯 4条1項1号：外 7条2項：否	本件において、会社法211条2項の適用はなく、消費者契約法7条2項の適用もないとした。
315	平成22年 5月28日 東京地裁 平21 (シ)324号	損害賠償請求控訴事件	◆被控訴人が、控訴人に対し、控訴人との間でパチンコの攻略情報の売買契約を締結したが、同契約は、断定的判断の提供によるものであり、この攻略情報を用いれば確実に利益を得ることができると誤認して締結したものであり、消費者契約法4条1項2号に基づいて取り消した、錯誤による無効である、上記のような勧誘行為は詐欺行為であるから取り消したなどと主張して不当利得の返還を請求したところ、原審が請求を認容したことから、控訴人が控訴した事案	◆控訴人による勧誘は、被控訴人に対して断定的判断を提供したものであるから、錯誤無効、詐欺取消の成否について検討するまでもなく、被控訴人は控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づいて本件契約の売買代金相当額および遅延損害金の支払いを求めることができるとして、控訴を棄却した事例	4条1項2号：肯 7条1項：否	消費者契約法4条1項2号の適用を認め、同法7条1項については、取消事由が存することを認識していたと認めるに足りる的確な証拠はないとして、適用を否定した。
316	平成20年12月24日 東京地裁 平20 (ワ)11763号	不当利得返還等請求事件、貸金請求反訴事件	◆(1)貸金業者である被告との間で金銭消費貸借契約を締結した原告が、被告に対し、①不当利得に基づき過払金21万0113円及び確定過払利息2289円の合計21万2402円、②不法行為に基づき慰謝料と弁護士費用相当額の損害として20万円、③最終取引日の翌日から支払済みまで、過払金に対する年5分の過払利息、及び損害賠償金に対する年5分の遅延損害金の支払を求め、(2)被告が、原告に対し、貸金残元金、と確定利息、遅延損害金の支払を求めた事案	◆被告の主張を退け、原告の請求を一部認容した事例	7条1項：否	被告は、消費者契約法における取消権の行使期間が、金銭消費貸借契約についても適用されると主張したが、原告が請求しているのは不当利得に基づく返還請求であって消滅時効は10年とした。
317	平成20年10月20日 東京地裁 平19 (ワ)6936号	立替金等請求事件、損害賠償請求事件	◆商品先物取引の受託業者である原告が、顧客であった被告に対し、商品先物取引の売買差損金を立替払したと主張して、立替金等を請求し(本訴)、被告が、原告に対し、断定的判断の提供等があったと主張して、主位的に消費者契約法4条2項に基づく取消しによる不当利得返還、予備的に不法行為に基づく損害賠償を請求した(反訴)事案	◆消費者契約法上の取消権が発生していたとしても、追認可能な時点から6か月が経過しているとして取消権の消滅時効を認め、適合性原則違反、説明義務違反・助言指導義務違反、不当勧誘、断定的判断の提供等は認められないとして、反訴請求を棄却し、本訴請求を認容した事例	4条2項：否 7条1項：肯	商品先物取引における立替金請求において被告側が、重要事項に関する不告知があったとして消費者契約法4条2項に基づく取り消しを主張したが、裁判所は、取消権は時効により消滅したと判断した事案。裁判所は予備的請求である不法行為に基づく請求も棄却した。
318	平成19年11月27日 東京地裁 平19 (ワ)4456号	不当利得返還請求事件	◆原告が貸金業者である被告に対して過払金の返還請求をした事案	◆期限の利益喪失約定の下で利息として利息制限法の制限額を超える額の金銭を支払った場合には特段の事情のない限り弁済に任意性は認められないところ本件では特段の事情はなく、被告は悪意の受益者との推定を覆す事情はないとされ、さらに、いわゆる18条書面の送付費用は契約締結費用ないし弁済費用には含まれないが、印紙代・契約書ないし貸付け当初の取引明細書の送付及び返送のための往復切手代・振込費用は契約締結費用に含まれるから弁済された金員から控除すべきであるとして、過払金の返還額が算定された事例	7条：否 消費者契約法の趣旨	被告は、消費者契約法の趣旨を援用し、取消権の時効消滅を主張したが、消費者契約法と貸金業法は制度趣旨が異なり、採用できないとした。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
319	平成23年 5月10日 東京地裁 平21(ワ)41129号	損害賠償請求事件	◆被告が主催した海外ツアー旅行に参加した原告が、その旅行中に、被告が主催、企画、募集するオプションツアーに参加したところ、そのオプションツアーで原告が受傷したとして、被告に対し、債務不履行に基づき、診療費、休業損害、慰謝料等の損害の賠償を求めた事案	◆オプションツアーの実施及びオプションツアーに関連した被告の過失を認めず、消費者契約法8条1項の適用も否定した事例	8条1項2号：否	オプションツアーの約款に関する消費者契約法8条1項2号の適用に関し、そもそも債務不履行があった場合に消費者に生じた損害を賠償すべき被告の責任の一部を免除する内容とはいえないとして適用を否定した。
320	平成23年 2月24日 仙台地裁 平21(ワ)716号	損害賠償請求事件	◆プロ野球の試合の観戦中、ファールボールにより観客が負傷し、当該球場に民法717条1項及び国家賠償法2条1項にいう「瑕疵」が認められるか否かが問題になった事案	◆プロ野球観戦に伴う危険から観客の安全を確保すべき要請と観客の側にも求められる注意の程度、プロ野球の観戦にとって本質的要素である臨場感を確保するという要請の諸要素の調和の見地から検討することが必要とした上、本件球場に設置された内野席フェンスの構造、内容は、球場で採られている安全対策と相まって、観客の安全性を確保するために相応の合理性があるといえるから、「瑕疵」は認められないと判断した事例	8条1項1号：外	原告は、チケットの裏面の注意文言について消費者契約法8条1項1号にいう不当条項に該当するなどと主張するが、本件において、被告Fは、上記注意文言の法的効果としての免責を主張していないから、原告の上記主張は失当であるとした。
321	平成22年 2月 9日 東京地裁 平20(ワ)32319号	損害賠償請求事件	◆原告が、運送業者である被告に引越荷物の運送を依頼したところ、その引越作業の過程で、被告作業員の故意又は重過失により、高級ブランド品在中の段ボール箱3箱等が紛失又は盗難被害に遭ったと主張し、債務不履行ないし不法行為に基づき、被告に対し、損害賠償を請求した事案	◆原告の引越荷物の中にブランド品が存在した可能性が高いことが認められるものの、そのブランド品を特定することはできないというべきであり、そのような本件において、これらが引越作業に起因して紛失したり盗難に遭ったものとはわかに認められないとして、原告の請求を棄却した事例	8条：外	引越中の荷物の紛失の事案について、荷主から消費者契約法8条（損害請求の制限）の趣旨等が主張されたが、荷物紛失の事実を認定せず、当該主張への判断に至らなかった。
322	平成22年 1月25日 東京地裁 平21(ワ)14873号	損害賠償請求事件	◆被告から愛玩犬を買った原告が、被告に対し、①同犬に隠れた瑕疵があったため死亡したと主張して、瑕疵担保責任等に基づき売買代金相当額の支払を求めるとともに、②同犬を預かった被告が、獣医師による医療措置を受けさせず同犬を死亡させたとして、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆同犬が引渡時に何らかの疾患に罹患していたとは断定できないとして①の請求は棄却されたのに対し、被告が同犬を預かった段階では、子犬販売業者としての被告の世話によっては症状が改善しない状況だったのであるから、獣医師の診察を受けさせるべき注意義務があったとして、獣医師の資格のない被告に同犬を預けた原告にも5割の過失があるなどとして、②の請求の一部が認められた事例	8条1項5号：外 10条：外	愛玩犬が購入後間もなく死亡したことに関連し、契約書上に、一定の場合に販売者が責任を負わない旨の規定は消費者契約法8条1項5号に該当するとの主張に関し、そもそも本件愛玩犬には隠れた瑕疵があったとは言えないとして同契約書の条項の適用に関する判断を行わなかった。
323	平成21年 7月27日 東京地裁 平21(シ)129号	リース料等請求控訴事件	◆本件は、控訴人に対するリース料債権の回収業務を受託した被控訴人が、控訴人に対し、未払リース料119万7000円及びこれに対する平成20年5月30日までの約定遅延損害金69万1752円並びに上記未払リース料のうち114万円に対する同月31日から支払済みまで年14.6パーセントの割合による約定遅延損害金の支払を求めた事案	◆控訴人は、リース契約の合意解約、及び瑕疵担保責任に基づき解除したと主張し、被控訴人の瑕疵担保責任を免除する旨の条項は消費者契約法8条1項5号に反し無効であると主張したが、いずれの主張も認めず、控訴が棄却された事例	2条：否 8条1項5号：否	控訴人は、事業のために本件リース契約の当事者となった者と認められるから、「消費者」に該当しないとされた。
324	平成21年 1月29日 東京地裁 平20(シ)454号	売買代金返還請求控訴事件	◆控訴人が、A会社からパソコンを購入したが、故障により使用できなくなったと主張して、A会社の訴訟承継人である被控訴人に対し、主位的に、瑕疵担保又は不法行為に基づく損害賠償請求を、予備的に、瑕疵担保責任に基づきパソコンの修理又は代物の給付を求めた事案	◆A会社は、保証期間を3か月間とする商品については、その旨を明記した保証書を添付して販売しており、控訴人は、受領した保証書を紛失した旨の発言をしていることから、控訴人は、保証期間が3か月間であるとの条件を承知した上で購入したものとすべきであり、購入から5か月以上経過した時に不具合を訴えたのであるから、瑕疵担保責任を追及することはできないとした事例	8条1項5号：否	瑕疵担保責任を全部免除するものではないとして、消費者契約法8条1項5号の適用を否定した。
325	平成20年12月17日 東京地裁 平18(ワ)22441号	損害賠償請求事件	◆被告が吸収合併した消滅会社の従業員による勧誘により先物取引を行った原告が、同勧誘に違法があったとして、不法行為又は債務不履行に基づき、損害賠償を求めた事案	◆同取引は、原告の知識、経験、資産状況に照らし、社会的相当性を逸脱した過当なものであり、また、同取引に関する紛議について締結された和解契約は、その締結経緯、内容等を考慮すれば、錯誤により無効であるなどとして、原告の請求を一部認容した事例（過失相殺5割）	8条：外	証券投資に関係した紛争について交わされた和解契約について、原告から消費者契約法8条1項4号に基づく無効も主張されていたが、他に主張されていた錯誤無効の主張を容れ、当該消費者契約法上の主張には判断を示さなかった。
326	平成20年12月 4日 東京地裁 平20(ワ)8号	原状回復請求事件	◆原告が、「復縁屋」などと呼ばれている業務を行う被告に対し、原被告間で締結した知人の所在・身元の調査依頼契約等が無効であると主張して、不当利得返還請求権に基づき、支払済費用相当額の返還を求めた事案	◆本件契約条項の一部については消費者契約法違反としてその効力が否定されるものがあり得るが、契約全体が社会的相当性を著しく欠くとはいえず、また、被告において、契約履行のため、従業員及び外注先に調査業務を行わせ、相当額の支出をしたことなどの事情に鑑みれば、契約の各費用が暴利行為に当たるほど高額であるともいえないから、本件契約が公序良俗に違反して無効であるとはいえず、また契約に要素の錯誤もないとして、原告の請求が認められなかった事例	8条1項1号：一部肯 9条1号：一部肯	身元調査等の契約に関し、依頼者が契約の無効を主張し、その理由として消費者契約法10条も挙げたところ、損害責任の制限に係る規定など、消費者契約法8条1項1号、9条1号に違反する規定も一部にはあるが、全体としては同契約は公序良俗に反することはなく、錯誤無効も認められないとした。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
327	平成20年 7月16日 東京地裁 平19 (ワ)22625号	損害賠償請求事件	◆被告との間で外国為替証拠金取引を行っていた原告が、被告は、原告の建玉をその時点の為替レートにより評価替えて生じた評価損益を証拠金に加えた額が原告の建玉総額の0.25パーセント相当額を割り込んだときには決済する義務を負っていたが、被告がこれを適切に行わなかったため証拠金の返還を受けられなくなったとして不法行為等による損害賠償を求めた事案	◆被告が主張する免責条項は、消費者契約法8条1項1号の趣旨からすれば、被告の責めに帰すべき事情により売買が成立しない場合にまでは適用されないとして、被告の決済義務違反を認め、原告の請求を一部認容した事例	8条1項1号: 肯	外国為替証拠金取引に係る取引者からの損害賠償請求に際し、取引者が業者側の免責規定に関して消費者契約法8条1項1号違反を主張した事案において、業者側の責によるシステム能力不足による損害については、消費者契約法と同条の趣旨に照らせば免責されない趣旨であるとした。
328	平成20年 6月10日 大阪地裁 平19 (ワ)5823号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告から購入した中古自動車に隠れた瑕疵があったとして、被告に対して、瑕疵担保責任に基づく損害賠償等を求めた事案	◆車両の走行距離はその価格に密接に関連し、上記中古自動車についても長距離・長期間走行に起因する不具合が生じていることからすれば、車両の走行距離がそのメーターに表示されたものと大幅に異なることはそれ自身が車両の隠れた瑕疵にあたり、瑕疵担保責任の免責の合意は消費者契約法8条1項5号により無効であるとして、原告の請求を一部認容した事例	8条1項5号: 肯	中古自動車購入者である原告からの、当該自動車に係る瑕疵に基づく損害賠償請求に関し、被告から免責の合意が主張され、原告が争ったところ、当該売買契約は消費者契約に当たるとして、免責合意が仮に成立していたとしても消費者契約法8条1項5号により無効になるとした。
329	平成20年 3月28日 名古屋地裁 平17 (ワ)1243号	損害賠償請求事件[「ヤフーオークション」詐欺訴訟・第一審]	◆原告らが、被告の提供するインターネットオークションサービスを利用して、商品を落札し、その代金を支払ったにもかかわらず、商品の提供を受けられないという詐欺被害にあったことから、被告に対して、債務不履行及び不法行為に基づき損害賠償を請求した事案	◆被告には上記サービスの利用者に対し、詐欺等の被害防止に向けた注意喚起を時宜に即して行う利用契約における信義則上の義務があるが、被告は、利用者間のトラブル事例等を紹介するページを設けるなど、詐欺被害防止に向けた注意喚起を実施・拡充してきており、時宜に即して、相応の注意喚起措置をとっていたものと認めるのが相当であるなどとして請求を棄却した事例	8条1項1号: 外 10条:外	ヤフーオークションにおける利用者からヤフーに対する約款の不備等を理由とした債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求において、免責を定めるヤフー側のガイドラインについて、原告が消費者契約法8条1項1号ないし10条違反を主張したが、裁判所はそもそもヤフーに義務違反は認められないとして当該主張に係る判断は行わなかった。
330	平成19年 4月23日 東京地裁 平18 (ワ)7043号	損害賠償請求事件	◆原告が高級犬の航空運送をアメリカから日本へ依頼したところ、同犬が運送機内で心不全で死亡したため航空運送会社を被告に損害賠償を請求した事案	◆被告は必要な管理義務は尽くしており、原告が主張する熱中症で本件犬が死亡したのとは認められないとして原告の請求を棄却された事例	8条1項3号: 外	動物の運送の引受けは旅客が当該動物についての全責任を負うことを条件としてなされること、運送人は当該動物の傷害、病若しくは死亡の場合にも一切責任を負わない旨の本件約款条項が、消費者契約法8条1項3号に反し無効であると主張されたが、そもそも過失ないし重過失がないとされた。
331	平成19年 3月23日 名古屋地裁 平17 (ワ)4665号	入学金返還請求事件	◆原告が、被告大学院への入学に関する意思表示に錯誤があったなどとして、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき入学金の返還等を求めた事案	◆公立大学と学生との在学に関する法律関係を公法上の無名契約と解した上で、公立大学における入学許可の後、入学金を納付する行為は、在学の予約であり、その意思表示には錯誤等民法上の意思表示に関する規定が準用されるとし、原告の錯誤の主張を認め、被告に入学金の返還を命じた事例	4条1項、2 項:外 8条1項1号、 5号:外 10条:外	錯誤無効の主張を認めたため、消費者契約法に関する判断はされなかった。
332	平成17年 5月19日 東京地裁 平16 (ワ)9847号	損害賠償請求事件	◆原告宛の郵便物が差出人に返還されて配達されなかったことにつき、郵便局の担当職員に故意又は重大な過失があるとして、原告が被告日本郵政公社に慰謝料の支払を求めた事案	◆特段の事情がない限り、普通郵便物が配達されることに対する受取人の信頼は法的利益に当たるとまではいえない旨判示し、原告の請求を棄却した事例	8条1項:否	郵便物が配達されなかったことに関し、原告が郵政公社に対して困賠請求等を行った事案において郵便事業者の全部免責を定める郵便法68条5項が消費者契約法8条1項1号に反すると主張したが、郵便法は消費者契約法に服するものではないとして当該主張が否定された。
333	平成17年 4月27日 東京簡裁 平16 (少コ)3036号	損害賠償請求事件(通常手続移行)	◆原告所有のブランド品のジャケットにつき、新品同様に再生加工することを内容とする請負契約を被告と締結したにもかかわらず、本件ジャケットに回復不可能な損傷が与えられたと主張する原告が、クリーニング業者である被告に対し、損害賠償及び慰謝料を請求した事案	◆本件損傷は、被告によるクリーニングが原因で生じたものであるから、被告は民法634条2項による損害賠償責任を負うとした上で、認定事実を総合考慮して損害額を算定し、慰謝料についてはこれを認めなかった事例	8条1項2号: 否	クリーニング事故に際しての責任追及に関連し、全国的に用いられているクリーニング事故賠償基準が消費者契約法8条1項2号により無効であるとの主張がなされたが、特約は請負契約に直接適用されているわけではなく、また原告の請求は瑕疵担保責任に基づくものであるため、当該主張は失当とした。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の旨否	参考事情
334	平成16年 7月 8日 東京地裁 平16(ワ)997号	損害賠償請求事件	◆愛玩動物を販売している被告からシェットランドシープドッグという種類の犬を購入した原告が、購入後相当期間経過後に当該犬が特発性てんかんと診断されたために、遺伝的欠陥のない中等の品質を有する犬を引き渡す債務の債務不履行ないし隠れた瑕疵があったことによる瑕疵担保を理由とする損害賠償を請求した事案	◆本件売買は特定物売買であり被告の引渡債務は履行されていること、当該犬には隠れた瑕疵があったといえるが、本件売買契約には一定期間経過後の被告の免責特約があり被告は免責されるとして、原告の請求を棄却した事例 ◆本件売買契約における免責特約が消費者契約法の無効条項類型に該当したり、特約に基づく免責を主張することが信義則に反するとはいえないと判断した事例	8条1項5号：否 10条：否	イヌの売買契約における買主が、当該イヌの病気の発症に関し、売主の責任を追及した事案において、買主側が、売買契約における免責特約が消費者契約法8条1項1号、5号及び10条に違反すると主張したところ、当該約款は一定の範囲内で売主が瑕疵担保責任を負うことを示しているとして同法8条1項1号違反には当たらないとしたほか、一定期間内のみ売主が発病による責任を負うという内容は合理的であるとして同法10条に反するものではないとした。
335	平成15年 2月25日 仙台地裁 平13(ワ)310号	損害賠償請求事件	◆被告の運行する国際線旅客機を利用して海外視察旅行に出かけた原告X1及び原告X2が、被告が受託手荷物の同時運送義務を怠った結果、原告X1は、往路の空港で着替えが入った手荷物を受け取ることができず、私服での視察を余儀なくされて肩身の狭い思いをし、原告X2は、復路の空港で手帳等が入った手荷物を受け取ることができず、帰国後の業務の予定を把握できないため支障を来すなどして、それぞれ精神的苦痛を被ったとして、被告に対し、その損害の賠償を求めた事案	◆海外旅行の際、預けた手荷物を予定どおり受取ることができなかった場合、旅客と手荷物の所在、両者の地理的關係、その地域における航空機の運航状況その他の交通事情、航空会社の運送処理体制等に照らして、旅客が運送されたときから客観的に相当な期間を経過して手荷物が運送された場合には、航空会社は債務不履行責任を負うとされた事例	8条1項2号：外	責任限度額を定めた改正ワルソー条約22条2項(a)が消費者契約法8条1項2号に反し無効であるとの主張がされたが、認定された損害額が責任限度額未満であったため、この点については判断がなされなかった。